

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年8月27日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人太成会ワークショップ北山

(2) 代表者の氏名

尾谷 政子

(3) 主たる事務所の所在地

京都市北区上賀茂池端町53番地の4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、共同作業所、グループホームの設立・運営に関する事業、障害者の地域生活・社会参加を支援する事業、関係機関と連携した障害者の就労支援事業、障害者に対する社会的理解を促進するための啓発事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年8月11日

(文化市民局地域自治推進室)